

関西みらい銀行 銀聯カード加盟店規約

【第1条（加盟店）】

1. 株式会社関西みらい銀行（以下「当社」という）と加盟店契約（「関西みらい銀行店頭販売加盟店規約」を承認のうえ当社に加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体と当社間で成立した当該規約に基づく契約をいう）およびこれに基づく覚書等（その名称は問わない）（以下加盟店契約と総称して「原契約」という）を締結している法人、個人または団体のうち、本規約を承認のうえ当社に銀聯カードの取扱いを申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体を銀聯カード加盟店（以下「加盟店」という）とします。また、当社が当社のシステムにおいて本規約に基づく加盟店による信用販売の開始を認めた日を本規約に基づく契約の契約日とします。なお、本規約に基づき、当社と加盟店間で成立した契約を「本契約」といいます。
2. 加盟店は、本規約に定める信用販売を行う店舗・施設を指定のうえ、予め当社に届出し、承認を得るものとします（以下、かかる承認を得た店舗・施設を「銀聯カード取扱店舗」という）。当社の承認のない店舗で当社の加盟店としての信用販売はできないものとします。
3. 加盟店は、本規約に従い信用販売を行う銀聯カード取扱店舗内外の見易いところに当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
4. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものを含む）できないものとします。
5. 本契約について、本規約と原契約とが矛盾抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

【第2条（定義）】

本規約において、掲げる用語の意義は、以下に定めるほかは原契約に定めるところによるものとします。

（1）銀聯カード

中国银联股份有限公司もしくは银联国际有限公司（以下総称して「銀聯」という）に加盟している中国および中国国外の会社が発行するクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、キャッシュカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票、その他の物または番号、記号その他の符号を含む）のうち、当社が指定するものをいいます。

（2）CCT等

CCT（クレジットセンターターミナル）端末機その他銀聯カードの有効性をチェックする機器をいいます。

（3）会員

銀聯カードを正当に所持する者をいいます。

【第3条（信用販売）】

1. 加盟店は、会員が、銀聯カードを提示して、物品の販売、サービスの提供、その他加盟店の営業に属する取引を求めた場合には、本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、銀聯カード取扱店舗の店頭において信用販売を行うものとします。
2. 当社の提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により信用販売を行う銀聯カードの範囲も変動するものとします。
3. 加盟店は、本規約に従い信用販売を行うとともに、当社が定める規定、ルールおよび指示等（改定された場合は改定後のものを含む）を遵守するものとします。
4. 本規約は、加盟店が銀聯カード取扱店舗の店頭において行う信用販売について適用されるものとし、加盟店が、通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売等、銀聯カード取扱店舗の店頭販売以外の態様の取引により信用販売を行う場合には適用されないものとします。

【第4条（信用販売の種類）】

信用販売の種類は、1回払い販売のみとします。なお、本規約に基づく信用販売の決済通貨は、日本円のみとします。

【第5条（信用販売の方法）】

1. 加盟店は、会員から銀聯カードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CCT等を利用して、取扱契約に基づきすべての信用販売において銀聯カードの有効性を確認し、取扱契約に定められた措置を講じて信用販売の承認を得るものとします。その際、ガイドラインに掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、銀聯カードの真偽、および、会員が正しい暗証番号を入力したこと（一部暗証番号の入力が必須でないカードについてはこの限りではない）等、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という）に該当しないことを確認して信用販売を行うものとします。また、故障、電話回線障害等事由の如何を問わず、CCT等を使用できない場合は、信用販売を行うことはできません。この場合、いかなる理由であっても当社は加盟店に対する一切の責任を負わないものとします。
2. 信用販売における取扱い金額は、当該販売代金ならびにサービス提供代金（いずれも税金、送料等を含む）のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は行わないものとします。
3. 加盟店は、当社が別途定める場合を除き、CCT等を取扱契約に従い使用して当該信用販売に関するデータ（以下「売上データ」という）を当社に送信するものとします。

4. 加盟店は、当社が別途定める場合を除き、C C T等から信用販売時に出力される伝票（以下「売上伝票」という）のうち、会員控えを会員に交付し、加盟店控えを加盟店の責任において保管するものとします。
5. 加盟店は、売上データの金額訂正、分割記載、利用日の不実記載等を行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当社所定の方法により、売上データを作成しなおすものとします。
6. 加盟店は、有効な銀聯カードを提示した会員に対して、商品の販売代金ならびにサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金で取引を行う客と異なる代金の請求をすること、および銀聯カードの円滑な使用を妨げる何らの制限も加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとします。
7. 前6項にかかわらず、加盟店は、当社が必要または適当と認めて、信用販売の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、これを行うことができない合理的な事由がある場合を除き、加盟店は、変更後の方法により信用販売を行うものとします。

【第6条（不審な取引の通報）】

1. 加盟店は、提示された銀聯カードについて、銀聯カード名義・提示者の性別・銀聯カード発行会社・銀聯カードの会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、銀聯カードの提示方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義の銀聯カードを提示した場合、当社が予め通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合または当該取引について日常の取引から判断して異常に大量もしくは高価な購入の申込がある場合には、銀聯カードによる信用販売を行うについて当社と協議し、当社の指示に従うものとします。一時に多数の顧客が来店し多数の銀聯カードの提示があった場合には、特に注意を払うものとします。
2. 前項の場合、当社が当該取引における銀聯カードの使用状況の報告、銀聯カードおよび銀聯カード発行会社の確認、銀聯カードの会員番号等と銀聯カードの会員氏名の確認、本人確認等の調査および銀聯カードの回収の依頼等の協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとします。
3. 加盟店は、前2項の場合に限らず、当社が会員の銀聯カードの使用状況等調査協力を求めた場合、それに対して協力するものとします。
4. 加盟店は、当社が銀聯カードの不正利用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。

【第7条（不正利用等発生時の対応）】

1. 加盟店は、その行った信用販売につき、第5条に違反しまたは不正利用がなされた場合

には、必要に応じて、遅滞なくその是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。

2. 加盟店は、前項の信用販売につき、第5条に違反したまたは不正利用がなされた場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。

【第8条（信用販売の円滑な実施）】

1. 加盟店は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。
2. 加盟店は、信用販売を行った場合には、直ちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとします。但し、売上データまたは売上傳票記載の利用日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められた包括信用購入あっせんに該当する信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第5項およびその施行規則に定める事項等を記載した情報を遅滞なく会員へ提供しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する義務（情報提供義務または書面交付義務を含みますが、これらに限られない）を遵守するものとします。
4. 加盟店は、第11条第1項で定める売上データが当社に到着した後に会員が割賦販売法もしくは特定商取引法に定める信用販売の申込の撤回もしくは信用販売の解除または法令に基づく信用販売の取消（以下、総称して「信用販売の解除等」という）を行った場合には、直ちに当社に届け出るとともに、当社所定の方法により、当該信用販売の取消および当該会員との精算の手続を行うものとします。
5. 加盟店は、加盟店の事由により商品またはサービス等の引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員および当社へ連絡するものとします。
6. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権に係る手続の取消しを行うこととし、当社は第11条に準じて処理するものとします。
7. 加盟店は、前項により手続を取消した売上債権にかかる立替払金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第14条第3項を準用することができるものとします。

【第9条（信用販売の責任）】

加盟店は、第5条ないし第8条に定める手続によらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第14条の規定に従うものとします。

【第10条（無効カードの取扱い）】

1. 加盟店は、当社から紛失・盗難等の理由により無効を通告された銀聯カードまたは明らかに偽造・変造と認められる銀聯カードによる信用販売を行わないものとします。
2. 加盟店は、無効カードまたは明らかに偽造・変造と認められる銀聯カードの提示を受けた場合、当該銀聯カードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。
3. 加盟店は、当社から特定の銀聯カードの利用を一時停止とする旨の通知を受けた場合、当該銀聯カードによる信用販売を行わないものとします。
4. 加盟店は、前3項に違反して信用販売を行った場合、当該信用販売にかかる売上等全額について加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第14条の規定に従うものとします。

【第11条（立替払等）】

1. 加盟店は、第5条に基づく売上債権について、信用販売を行った日から15日以内（休日を含む）に取扱契約に基づきCCT等を使用して当社に売上データを送信して立替払いを請求するものとします。
2. 前項の送信期限経過後に売上データが送信された売上債権について、当社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合、および当社が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは当社と提携関係にある日本国内外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡または立替えて支払うことにつき拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第14条の規定に従うものとします。
3. 当社は、信用販売を行なった日から30日を超えて経過した売上債権について、無条件で立替払いを拒否することができるものとし、加盟店は、これに異議を申立てないものとします。
4. 加盟店は、売上債権および立替払い請求をすることにより発生する加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとします。
5. 当社による加盟店への立替払金支払債務は、売上データが加盟店から当社に到着し、当社のコンピュータによって事故なく読み込まれたときに生じるものとします。

【第12条（支払方法）】

1. 当社が立替払いをする売上債権にかかる債務の締切日および加盟店への立替払金の支払日は原契約の定めによるものとします。
2. 前項の支払いは、各支払日における合計額から原契約第21条に定める手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、支払日は翌営業日とします。また、振込手数料は当社の負担とします。
3. 加盟店から本契約に違反した売上データが当社に到着した場合その他、加盟店が本契約に違反した信用販売を行った場合には、当社は加盟店負担する立替払金支払債務の全部または一部の支払いを拒絶できるものとします。
4. 加盟店から提出された売上データの正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力しなければならず、当社が調査を完了したと判断するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。また、加盟店は、当該売上データにかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。

【第13条（会員との紛議と銀聯カード利用代金等）】

1. 加盟店は、会員に対して販売した商品またはサービス（附帯関連する役務を含む）等の未提供、品質不良、契約不適合、運送中の破損、数量不足、品違いその他販売した商品またはサービス等に関して会員との間に生じた紛議に関しては、遅滞なくこれを自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。その紛議の内容により、当社から商品またはサービス等の変更、販売方法、運送もしくは提供方法等について改善の申入れを受けたときは、加盟店はこれによる改善を行うものとします。
2. 加盟店は、前項の紛議の解決にあたり、当社の許可なく会員に対して当該銀聯カード利用代金を直接返還しないものとします。
3. 第1項の紛議を理由に会員が当該銀聯カード利用代金の支払いを拒否した場合、会員紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。なお、当社が加盟店に対する該当立替払金の支払いを保留する場合は、当社は加盟店に書面または電磁的記録にて通知を行うものとします。加盟店が当該紛議の解決を証明した場合は、当社は加盟店に対して当該立替払金を支払うものとします。
4. 当社から紛失・盗難・不良会員・第三者利用等の理由により銀聯カードの回収を依頼した場合、加盟店は銀聯カードの回収に協力するものとします。銀聯カードの回収につい

て後日会員と紛議が生じた場合は、すべて当社が責任をもって解決するものとします。

【第14条（立替払金の返還等（買戻し）の特約）】

1. 下記のいずれかに該当した場合、当社は、加盟店に対し立替払いをせず、または立替払金が当社より支払済みである場合は返還を請求（以下、本条において、立替払いをしないことおよび支払済みの立替払金の返還の請求を総称して「立替払金の返還請求等」という）できるものとします。当社は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができ、加盟店は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければならないものとします。加盟店がこの証明を行わない場合には、当社は、立替払金の返還請求等ができるものとします。
 - (1) 当社が立替払いをした売上債権にかかる売上データが正当なものでないこと、その他売上データの記載内容が不実不備であった場合
 - (2) 第5条ないし第8条に定める手続によらず信用販売を行った場合
 - (3) 第10条第1項ないし第3項に違反して信用販売を行った場合
 - (4) 本規約の規定に反する手続により作成された売上データによる債権と認められた場合
 - (5) 第11条第2項の事態が発生した場合
 - (6) 第12条第4項の調査に対して当社が合理的と認める協力がいない場合
 - (7) 第13条第1項の会員との紛議が解決されない場合
 - (8) 会員が信用販売について、取消、解約または信用販売の解除等（第8条第4項に定めるものを含むが、これらに限られない）を行った場合
 - (9) その他本規約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合
2. 第8条第5項の販売を行った加盟店が会員に対して商品またはサービス等の提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品またはサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の当社に対する支払いが滞ったとき、または会員が当社に対して当該代金の返還を求めたときは、当社は加盟店に対し、立替払金の返還請求等ができるものとします。
3. 前2項の場合、加盟店は第12条第2項に規定する振込金（以下、「振込金という」）から、立替払金の返還請求等の対象となった立替払金を差引充当すること、および当該立替払金に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次当該立替払金に充当することができ、加盟店はこれらを異議なく承諾するものとします。この充当は、次回以降の振込金に、加盟店による信用販売の売上債権が含まれるか否かおよびその金額の如何にかかわらず、当社の加盟店に対する立替払金額全額を対象として行うことができるものとします。
4. 前項の手続きを行ったにもかかわらず、当社が立替払金の返還を請求した日から2ヶ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は遅滞なくその残金を一括して支払うものと

します。なお、「立替払金の返還を請求した日」とは当社が口頭または文書により加盟店に通知した日とします。

5. 加盟店が当社に届け出た所在地を変更する等、加盟店が当社の通知、または意思表示を受領すべき場所が当社にとって不明となったときは、当社は加盟店に対する通知を省略して本条の手続を取ることができるものとします。この場合、加盟店は、前項に定める残金を遅滞なく一括して支払うものとします。

【第15条（規約の変更、承認）】

当社は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

【第16条（本規約に定めのない事項）】

本規約に定めのない事項については、性質上適用または準用がないことが明白な場合を除き、原契約が適用または準用されるものとし、また、原契約ならびに本規約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等当社からの通知に基づく取扱をするものとします。

【第17条（準拠法）】

本規約または本契約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとします。

以上

2023年7月12日制定

2025年4月1日改正